

社会福祉法人三名会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三名会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長が役員等である場合は弁償しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

1,000円

(2) 監査を実施した場合の費用弁償

1,000円

(3) 指導検査に立ち会った場合の費用弁償

1,000円

(4) その他当法人の業務を執行した場合の費用弁償

1,000円

(支給方法)

第4条 費用は、前条の業務を行ったとき、その都度現金で支給する。

(改廃)

第5条 本規定は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附則

1 この規程は、平成29年度定時評議員会において議決された日より施行する。